

佐本備二発第97号  
 佐本地発第60号  
 佐本刑企発第63号  
 令和3年4月1日

各部長  
 各参事官 殿  
 各所属長

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 保 存     | 5年(令和9年3月31日まで) |
| 有 効     | 令和9年3月31日まで     |
| 緊急事態対策係 |                 |

佐賀県警察本部長

## 日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機 事故に関するガイドラインの改正に伴う警察における対応について（通達）

これまで、アメリカ合衆国軍隊（以下「合衆国軍隊」という。）が使用する日本国内の施設・区域外において、合衆国軍用航空機が墜落し、又は着陸を余儀なくされた場合には、「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」（平成17年4月1日付け日米合同委員会了承。以下「ガイドライン」という。）に基づき、警察を含む日米両当局が共同して必要な対応に当たってきたところであるが、平成29年10月、沖縄県国頭郡東村高江で発生した合衆国軍隊ヘリコプターの事故における実務上の課題も踏まえ、日米両当局において協議が行われた結果、令和元年7月25日、日米合同委員会においてガイドラインの一部改正が了承された。

改正されたガイドライン（別添。以下「新ガイドライン」という。）の概要、ガイドラインの改正に伴う警察における対応等は下記のとおりであり、新ガイドラインに係る業務については、本日付けで警備部門に移管することから、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドラインの改正に伴う警察における対応について（通達）」（令和元年10月15日付け佐本地発第175号ほか）については廃止する。

### 記

#### 1 新ガイドラインの概要

##### (1) 適用対象となる事故（新ガイドライン1. 関係）

ガイドラインが適用される「航空機が墜落し又は着陸を余儀なくされた際」とは、従前のとおり、「意図した目的地以外の場所に着陸せざるを得ない場合」（新ガイドライン3. 参照）全般を含む。したがって、例えば、計器類に異常が表示されたことなどによる予防的な着陸についても、下記(3)の相互通報の手続を含む新ガイドラインに基づく規定が適用されることとなる。

(2) 事故現場の規制における基本方針（新ガイドライン 3. (1) 関係）

合衆国軍用航空機の事故が発生した場合、従前のとおり、日米両当局は、許可のない者が事故現場の至近に立ち入ることを制限するため、共同して必要な規制を行うこととされている。

(3) 事故発生時における日米両当局間の相互通報（新ガイドライン 4. (1) 関係）

日米両当局は、事故が発生した場合、航空機の種類及び乗員数、事故の場所等の事故に緊急に対応する上で必要となる情報を相互に通報することとされている。さらに新ガイドラインにおいては、日米両当局の連絡担当者の電話番号等の関連情報を定期的に更新するなど、通報の実効性の確保に努めることとされたほか、有害物質に係る情報は、事故発生後、可能な限り速やかに日本国政府の当局に提供されることとされた。

(4) 現場責任者（新ガイドライン 4. (2)・(3) 関係）

日本側においては、従前のとおり、事故発生場所を管轄する警察署長、消防署長等が、それぞれの業務に関する現場責任者となり、事故への対応に当たることとされている。他方、米国側においては、事故発生当初は事故機搭乗の指揮官等が、次に緊急対応を担当する合衆国軍隊関係者等が、調査チーム設置後は合衆国軍隊航空機事故調査官が、順次現場責任者になるとされている。

なお、現場責任者は、可能な限り速やかに、相手側の責任者に自らが現場責任者であることを知らせることとされている。

(5) 救助活動（新ガイドライン 4. (4) 関係）

負傷者の救助が最も重要であることに鑑み、日米両当局は、従前のとおり、医療及び消防・救助関係者が事故現場に直ちに立ち入ることを許可することとされている。

(6) 事故現場への立入制限区域及び期間の設定（新ガイドライン 4. (5) 関係）

立入りが制限されるべき事故現場の区域は、負傷者の救助、消火活動、二次災害の防止、機密漏洩防止、証拠保全、見物人等の整理等の要件を考慮しつつ、日米両当局の共通の理解の下に設定されるが、その区域は可能な限り小さくするとともに、制限の期間も可能な限り短くすることとされている。さらに新ガイドラインにおいては、機体の残骸の撤去に当たって、米国側は、状況に応じて地方防衛局を通じて土地所有者と調整を行うこととされた。

(7) 立入規制の実施方法（新ガイドライン 4. (6)・(7) 関係）

日米両当局のうち最初に事故現場に到着した当局が、一次的に立入規制や現場保全に当たる。両当局の現場到着後は、上記(2)の基本方針の下、安全性の観点から立ち入るべきではない距離により決定される事故現場至近の「内周規制線」及び見物人等の安全と交通の円滑を図るための「外周規制線」を設定し、事故現場への立入規制を行うこととなる。さらに新ガイドラインでは、日米両当局は、死傷者の移送、有害物質の確認、事故調査のための証拠保全等のために、迅速かつ早期の立入りを行うこととされた。

ア 内周規制線の管理

○ 内周規制線は日米両当局が共同で管理し、特別の場合を除き、日米両当局の要員を配置することとされている。

○ 内周規制線内への立入りは、内周規制線上に 1 か所のみ設けられる立入規制

点 (Entry Control Point (ECP)) において行われ、その他の場所からの内周規制線内への立入りは認められないこととされている。

- 内周規制線内への立入りは、立入りを明らかに必要とし、責任を有する者に限定され、日米両当局相互の同意に基づき許可される。立入りの要請は、合衆国軍隊関係者については米国側に、それ以外の者については日本側にそれぞれ付託されるほか、その諾否はそれぞれの当局から通知されるよう努めることとされている。
- 合衆国軍隊財産である事故機体、部品等に対する管理は米国側が行うこととされている。

イ 外周規制線の管理（見物人等の整理）

- 外周規制線は日本側が設定し、立入規制の責任を負うとされており、事故現場周辺の警備、交通規制等は、日本側において所要の要員を配置し、これに当たることとされている。
- 見物人等の整理も日本側が行うこととされているが、日本側が到着するまでの間や、日本側からの要請がある場合は、米国側もこれを行うことができることとされている。
- 米国側から、報道関係者等による事故現場の写真・ビデオ撮影の中止を求める要請があった場合は、日本側が報道関係者等に米国側の要請を伝えることとされている。

(8) 広報の実施（新ガイドライン 5. 関係）

日米両当局においては、合衆国軍用航空機に関連する事故に伴う広報対応の重要性に鑑み、従前のおり、日米両当局が必要な調整を行いながら、記者説明、対外公表等の広報を行うこととされている。

(9) 訓練及び会合の実施（新ガイドライン 6. 関係）

日米両当局は、事故発生時に迅速かつ的確にガイドラインを実施するため、従前のおり、定期的に訓練を実施するとともに、年 1 回以上の頻度により会合を持つこととされている。また、実施の詳細については現地レベルで調整することとされている。

## 2 ガイドラインの改正に伴う警察における対応

(1) 事故発生時の措置

ア 迅速な現場臨場による的確な初動対応

事故の発生を認知した場合は、現場責任者となる警察署長又は署長が現場臨場できない場合は、警備課長等の幹部（以下「管轄警察署長等」という。）が、直ちに現場臨場し、二次災害の危険性も含め、事態の把握を的確に行うとともに、迅速に負傷者の救助、避難誘導等に当たること。

イ 対処体制の早期確立

警察本部警備第二課長は、事故の規模、米国当局の臨場状況等に応じて、隣接警察署や本部各部門の協力を得ながら、十分な人員を事故現場に迅速に投入し、制服警察官による対処体制を構築するとともに、米国当局と円滑な情報交換を行うことができるようにするため、通訳人の臨場についても配慮すること。

また、米国当局が事故現場に先着した場合であっても、規制線の設定や要員配置等、新ガイドラインに従った措置を早急に講じること。

ウ 日米両関係機関間における緊密な情報交換と連携

事故現場においては、可能な限り速やかに米国当局の現場責任者を特定するとともに、日米両当局の現場責任者が中心となって、米国及び日本の関係機関相互で事故に関する情報の交換と共有を十分に行うなどし、相互に緊密な連携を保ちながら事故の対処に当たること。

エ 調査・捜査のための立入りの実施

新ガイドラインにおいては、死傷者の移送、有害物質の確認、事故調査のための証拠保全等のために、早期かつ迅速な内周規制線内への立入りが行われることとされた。そこで、調査・捜査のために警察官等が立ち入る必要がある場合には、米国側の同意を得るため、管轄警察署長等の現場責任者は、地方防衛局等の関係機関と連携の上、米国側の現場責任者に対し、立入りをを行う警察官等を速やかに伝達すること。

オ 日本側による見物人等への適切な対応

事故現場においては、見物人等への対応は日本側が行うことを基本とし、合衆国軍隊関係者と見物人等が相対することによる無用の摩擦が生じることのないよう努めること。

なお、ガイドラインの4.(7)にある米国側からの事故現場での撮影中止の要請は日本側が報道関係者等に伝えんとする規定（前記1(7)イ参照）等は、このような趣旨によるものである。

(2) 平常時の措置

ア 新ガイドラインの周知徹底

新ガイドラインの対象となる事故は、合衆国軍隊施設が所在しない本県においても発生する可能性は否定できないことを念頭に置き、警察署にあっては、署員に対し、新ガイドラインの内容について周知徹底を図ること。

イ 関係機関との連絡体制の確保

警察本部警備第二課にあっては、消防、地方防衛局等の関係機関との連絡体制を確保すること。